



# 經濟法・独占禁止法概論

〔四訂版〕

江 上 勲 著

税 務 経 理 協 会

## 著 者 略 歴

い がみ いさお  
江 上 勲

大正7年5月 中華民国東北撫順に生まれる。  
昭和16年12月 東京帝国大学経済学部卒業。  
昭和26年8月 公正取引委員会事務局に奉職。官房審判官室長、  
審査部第2審査長を歴任。  
昭和47年4月 駒沢大学教授、法学部勤務(専攻経済法)現在に至る

著者との契約により検印省略

---

|            |           |                      |
|------------|-----------|----------------------|
| 昭和53年4月1日  | 初 版 発 行   | 経済法・独占禁止法概論<br>〔四訂版〕 |
| 昭和59年9月15日 | 四 訂 版 発 行 |                      |

定 価 3,000円

|       |           |
|-------|-----------|
| 著 者   | 江 上 勲     |
| 発 行 者 | 大 坪 嘉 春   |
| 整 版 所 | 音羽整版株式会社  |
| 印 刷 所 | 税経印刷株式会社  |
| 製 本 所 | 三 森 製 本 所 |

---

|       |                     |             |
|-------|---------------------|-------------|
| 発 行 所 | 東 京 都 新 宿 区 株 式 会 社 | 税 務 経 理 協 会 |
|       | 下落合2丁目5番13号         |             |

郵便番号 161 振替 東京 9-187408 電話 (03) 953-3301 (代表)  
乱丁・落丁の場合はお取替えいたします。

---

© 江上 勲 1978

本書の内容の一部又は全部を無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著者及び出版社の権利侵害となりますので、コピーの必要がある場合は、予め当社あて許諾を求めて下さい。

ISBN4-419-00179-8 C1032

### はしがき（三訂版）

独占禁止法がわが国に施行されてから満三五年を過ぎた。実に三分の一世紀を超える長さである。この間にわが国の経済は飛躍的發展を遂げたが、その中であって、この法律が、政府と大企業との癒着を阻止し、市場の開放体制を維持するために大きな貢献をしてきたことは、否定することができない。しかしなお、それは、寡占的大企業による価格支配に対し有効な対策を発見し得ないまま今日にいたっている。

本書を独占禁止法の概説書の一つとして公刊してからすでに五年を経た。本書の執筆に際しては、初版のはしがきに記したとおり、具体的事件を通じて規定の内容に対する理解を深めるため、主要な関係審決・判決例の要点を紙幅の許すかぎり摘示するように配慮した。このため、発刊後も、新しい審決・判決の動向を絶えず注視し、必要に応じてなるべく早く本書に採り入れ、常にその内容をアップ・ツー・デイトなものに保つよう意を払い、幸い出版社の協力を得て、これまでに二度にわたり改訂版を出す機会を得た。

しかるところ、昭和五七年六月一八日、公正取引委員会は、不公正な取引方法（一般指定）の改正に関する告示を発し、新しい指定は、同年九月一日より施行された。この改正は、昭和二八年九月、独占禁止法の改正にともない同委員会により最初の不公正な取引方法が指定されて以来初めてのことであり、しかもその内容は、従来の一二項目の規定をことごとく分解して一六項目に再編成するという抜本的なものであった。ここにおいて、筆者は、本書のうち不公正な取引方法に関し記述した第五章を全面的に書き改めるとともに、その他の部分についても必要な加筆修正を

施し、ここに新しく三訂版を刊行することとした。

そもそも、今回の改正は、公取事務局の新聞公表（昭五七・六・一五）にもあるとおり、不公正な取引方法の規制の強化または緩和をねらいとするものでなく、その明確化をはかる見地から行われ、旧指定の運用経験に基づき規定を一層多様に類型化することを方針とするものであった。したがって、旧指定の下での審決・判決例は、新指定のいずれかの規定の適用を受けるべき事件例となり、そこには共通の法理がはたらく関係にある。この観点から、筆者は、本改訂版の執筆に当たっては、新規定の立法趣旨を、これに関連する旧規定の審決・判決例を基礎として説明することに心掛けた。それは、新規定の実施後もない現段階において止むを得ない手法であったといえよう。当然、新規定の法理は、今後その運用の過程において確定し、深められていくであろうから、これは漸次本書の内容に採り入れていくこととしたい。

ともあれ、内容的に至らないものであることを十分に自覚しながらも、とりあえず本改訂版を世に送ることとした。もし諸賢のご叱正を得て改善の手を加えることができれば幸いである。最後に、本改訂版の発行に当たり、快く同意の上種々懇切な助言を戴いた税務経理協会編集部堀井裕一氏に厚く謝意を表する。

昭和五十八年四月

江上 勲

## はしがき (二訂版)

本書を公刊してから早くも三年余りの歳月が流れた。そもそも本書の執筆は、独占禁止法上初めての強化改正を契機として、それまでの筆者の思索研究の成果をまとめてみたいという意図に発するものであった。そして、本書の刊行は、改正法の施行と膚接して行われたため、その内容の主要な部分は、審決判決例を通ずる法理の解明に割かれ、改正部分については、その要旨を紹介するに止めることを余儀なくされた。しかし、改正法施行後すでに三年を経て、改正の一応の成果が問われてよい段階にいたった。同時に、この間、新たな興味ある審決・判決例が、いくつかわれた。ここにおいて筆者は、これらの審決・判決例をも採り入れて、本書の内容全般にわたって必要な加筆修正を施し、これに改正規定の運用の概況をもつけ加え、ここに二訂版を刊行することにした。

内容的にいささか改善されたと自負しているが、もとより十全のものとはいいい難く、今後とも吟味を重ねていくつもりである。

最後に、本二訂版の発行に際しては、税務経理協会書籍編集部堀井裕一氏の積極的賛同と助力を戴いたことを付言し、謝意を表する。

昭和五十六年六月

## はしがき

経済法は、資本主義体制の下での国家の経済政策を具現するための法である。経済が進歩し、国民経済の構造が複雑化するにつれて、市民法秩序を通ずる経済の自然調和の達成はますます困難となり、これを補完するための経済法は、国民の経済生活に上いよいよ大きな比重を占めるようになった。このことは、当然、経済法に対する国民の関心の増大をもたらしたが、ことに、昨昭和五二年六月、独占禁止法が、長い低迷期をようやく脱して、史上初めての強化の方向での改正をみるに及んで、この法律に対する国民の期待と関心は、一層強められたとみることができよう。

本書は、このような時流のなかで、主として私の大学における経済法の講義のテキストとして使用するため書き下したものであるが、独占禁止法に対する基礎的知識を求められる実務家その他の方々のためにも、役立てられるならば、私の望外の喜びとするところである。

本書の内容は、第一編経済法総論と、第二編独占禁止法との二つの部分に分かれるが、主力をなすものは後者であり、前者はいわば、独占禁止法の経済政策の法としての地位と性格を明確化させるための導入的部分である。

しかして、第一編においては、経済法概念と本質、法体系における経済法の地位、経済法の規制方法と特質について、それぞれ章を分けて概説し、最後に、戦前にさかのぼってわが国における経済法の沿革を、その大勢の変遷をつかむことを主眼に略述した。

つぎに、第二編においては、独占禁止政策の意義をまず明らかにし、ついでわが国および主要な外国における反独

占法制の動向を展望したのち、先の改正点を含む独占禁止法の現行規定の全般にわたり、体系的に整理して解説を行った。

独占禁止法の実体規定は、一般に難解であるとされている。これは、これらの規定が複雑多様な経済活動をひろく対象とするため、きわめて包括的・抽象的な内容のものとなっており、かつ、その運用については、公正取引委員会による行政的措置を中心として、事案ごとに具体的条件を十分勘案した現実的に妥当性のある規制を行うことが予定されているからである。このため、独占禁止法を理解するためには、公正取引委員会による違反事件の審決例と、審決をめぐる行政訴訟事件の判例を知ることが、きわめて重要な役割を持つ。すなわち、独占禁止法による規制は、具体的事件に対する審決や判決の積重ねを通じて帰納的に実質的ルールを形成していく面が、非常に多いのである。

このような意味から、本書においては、規定の解釈上の主要な問題点については、できるだけ多くの審決と判決を引用紹介することに努めた。同時に、また、公正取引委員会事務局における実務の経験を踏まえ、私がかねがね抱懷していた見解をこの機会に披瀝して大方のご批判を仰ぐことにした。もとより思慮の至らぬ点、独断にはした点もあることとおそれている。もし諸賢のご叱正を得れば幸いである。

終わりに、本書の刊行を勧めて戴き、いろいろとご助力を煩わした税務経理協会書籍編集部 の堀井裕一氏に深謝の意を表したい。

昭和五十三年一月

江上 勲

目次

はしがき

第一編 経済法総論

|               |   |
|---------------|---|
| 第一章 経済法の概念と本質 | 三 |
|---------------|---|

|             |   |
|-------------|---|
| 第一節 経済法学の成立 | 三 |
|-------------|---|

|             |   |
|-------------|---|
| 1 ドイツにおける事情 | 三 |
|-------------|---|

|            |   |
|------------|---|
| 2 日本における事情 | 四 |
|------------|---|

|                   |   |
|-------------------|---|
| 3 アメリカ、イギリスにおける事情 | 四 |
|-------------------|---|

|            |   |
|------------|---|
| 第二節 経済法の概念 | 五 |
|------------|---|

|      |   |
|------|---|
| 1 序説 | 五 |
|------|---|

|          |   |
|----------|---|
| 2 ドイツの学説 | 五 |
|----------|---|

|         |   |
|---------|---|
| 3 日本の学説 | 七 |
|---------|---|

|                   |    |
|-------------------|----|
| 第三節 経済法の本質        | 一〇 |
| 1 経済法と独占資本主義      | 一〇 |
| 2 経済法と市民法との関係     | 一一 |
| 第二章 法体系における経済法の地位 | 一五 |
| 第一節 公法・私法と経済法     | 一五 |
| 第二節 経済法と諸法との関係    | 一六 |
| 1 憲法と経済法          | 一六 |
| 2 行政法と経済法         | 一七 |
| 3 刑法と経済法          | 一七 |
| 4 民法と経済法          | 一八 |
| 5 商法と経済法          | 一八 |
| 6 労働法と経済法         | 一九 |
| 第三章 経済法の規制方法と特質   | 二〇 |
| 第一節 序 説           | 二〇 |
| 第二節 経済法の規制方法      | 二一 |

## 第二編 独占禁止法

### 第一章 総論

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第一節 独占禁止法の目的              | 三九 |
| 第二節 独占禁止政策の現代的意義と独占禁止法の地位 | 四二 |
| 第三節 独占禁止法の構成              | 四四 |

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1 権力的規制                  | 二一 |
| 2 非権力的規制                 | 二二 |
| 第三節 経済法の特徴               | 二三 |
| 第四章 わが国における経済法の沿革        | 二五 |
| 1 序 説                    | 二五 |
| 2 第一期（第一次大戦時より日華事変勃発まで）  | 二五 |
| 3 第二期（日華事変勃発より第二次大戦終結まで） | 二八 |
| 4 第三期（終戦より平和条約締結まで）      | 二九 |
| 5 第四期（平和条約締結から現在まで）      | 三一 |

第二章 わが国および諸外国における反独占法制の概要……………四六

第一節 わが国における独占禁止法の制定とその後の経過……………四六

1 独占禁止法の制定事情と原始規定……………四六

2 昭和二十四年の改正……………四七

3 昭和二八年の改正……………四八

4 昭和三年の改正計画……………五〇

5 昭和五二年の改正……………五〇

第二節 諸外国における反独占法制……………五二

1 総 説……………五二

2 アメリカ……………五三

3 西ドイツ……………五五

4 イギリス……………五八

5 EC(ヨーロッパ共同体)……………六三

第三章 独占禁止法の基礎概念……………六六

第一節 事業者、事業者団体、役員……………六六

1 事業者……………六六

|     |                     |     |
|-----|---------------------|-----|
| 2   | 事業者団体               | 六八  |
| 3   | 役員                  | 七二  |
| 第二節 | 競争                  | 七三  |
| 1   | 序 説                 | 七三  |
| 2   | 競争関係の成立基準           | 七四  |
| 第四章 | 私的独占と不当な取引制限        | 八一  |
| 第一節 | 一定の取引分野における競争の実質的制限 | 八一  |
| 1   | 一定の取引分野             | 八一  |
| 2   | 競争の実質的制限            | 八七  |
| 第二節 | 公共の利益               | 九七  |
| 第三節 | 私的独占                | 一〇五 |
| 1   | 序 説                 | 一〇五 |
| 2   | 排除                  | 一〇六 |
| 3   | 支配                  | 一〇八 |
| 第四節 | 不当な取引制限             | 一二二 |
| 1   | 相互拘束・遂行             | 一二二 |

|    |                           |    |
|----|---------------------------|----|
| 2  | 事実認定方法                    | 一七 |
| 3  | 共同行為の種類                   | 二〇 |
|    | 第五章 不公正な取引方法              | 二九 |
|    | 第一節 不公正な取引方法の禁止の意義と沿革     | 二九 |
|    | 第二節 不公正な取引方法の基本的性格        | 三一 |
|    | 第三節 不公正な取引方法の行為類型         | 三四 |
| 1  | 共同の取引拒絶（二条九項一号、四号関係）      | 三四 |
| 2  | その他の取引拒絶（二条九項一号、四号関係）     | 三七 |
| 3  | 差別対価（二条九項一号、二号関係）         | 四〇 |
| 4  | 取引条件等の差別取扱い等（二条九項一号関係）    | 四四 |
| 5  | 事業者団体における差別取扱い等（二条九項一号関係） | 四五 |
| 6  | 不当廉売（二条九項二号関係）            | 四七 |
| 7  | 不当高価購入（二条九項二号関係）          | 五二 |
| 8  | ぎまんの顧客誘引（二条九項三号関係）        | 五二 |
| 9  | 不当な利益による顧客誘引（二条九項三号関係）    | 五三 |
| 10 | 抱き合わせ販売等（二条九項三号、四号関係）     | 五六 |

|     |                    |     |
|-----|--------------------|-----|
| 11  | 排他的条件付取引（二条九項四号）   | 一五八 |
| 12  | 再販売価格の拘束（二条九項四号関係） | 一六五 |
| 13  | 拘束条件付取引（二条九項四号関係）  | 一七二 |
| 14  | 優越的地位の濫用（二条九項五号関係） | 一七八 |
| 15  | 競争者に対する取引妨害        | 一八四 |
| 16  | 競争会社に対する内部干渉       | 一八五 |
|     |                    |     |
| 第六章 | 国際取引と事業者団体の規制      | 一九七 |
| 第一節 | 国際取引の規制            | 一九七 |
| 1   | 禁止行為               | 一九七 |
| 2   | 届出義務、行政指導          | 一九九 |
| 第二節 | 事業者団体の規制           | 二〇〇 |
| 1   | 事業者団体の禁止行為         | 二〇〇 |
| 2   | 届出義務               | 二〇八 |
|     |                    |     |
| 第七章 | 企業集中の規制と独占・寡占対策    | 二二一 |
| 第一節 | 企業集中の規制            | 二二一 |

|     |                                     |     |
|-----|-------------------------------------|-----|
| 1   | 序 説                                 | 二二一 |
| 2   | 持株会社の禁止（九条）                         | 二二一 |
| 3   | 事業会社（金融業以外の事業を営む会社）の株式保有総額の制限（九条の二） | 二二二 |
| 4   | 会社の株式保有の制限（一〇条）                     | 二二五 |
| 5   | 金融会社の株式保有の制限（一一条）                   | 二二七 |
| 6   | 役員等の兼任の制限（一二条）                      | 二一九 |
| 7   | 会社以外の者の株式保有の制限（一四条）                 | 二二〇 |
| 8   | 会社の合併の制限（一五条）                       | 二二一 |
| 9   | 営業の譲受等の制限（一六条）                      | 二二六 |
| 10  | 脱法行為の禁止（一七条）                        | 二二七 |
| 第二節 | 独占的狀態に対する競争回復措置                     | 二二七 |
| 第三節 | 価格の同調的引上げに対する報告徴収                   | 二二二 |
| 第八章 | 適用除外                                | 二四一 |
| 1   | 序 説                                 | 二四一 |
| 2   | 独占禁止法による適用除外（二二条二項に基づくものを含む）        | 二四二 |
| 3   | 個別立法による適用除外                         | 二五七 |

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 第九章 公正取引委員会と違反行為の規制措置 | 二六二 |
| 第一節 公正取引委員会           | 二六二 |
| 1 組 織                 | 二六二 |
| 2 委員会および事務局構成員の権利義務   | 二六三 |
| 3 権 限                 | 二六三 |
| 第二節 行政的規制             | 二六五 |
| 1 排除措置命令              | 二六五 |
| 2 課 徴 金               | 二七一 |
| 第三節 民事的規制             | 二七七 |
| 1 違反行為の効力             | 二七七 |
| 2 損害賠償                | 二八三 |
| 第四節 刑事的規制             | 二八八 |
| 1 不公正な取引方法と罰則         | 二八九 |
| 2 重要規定と未遂罪            | 二八九 |
| 3 両罰規定                | 二九二 |
| 4 重要規定と責任罰            | 二九二 |
| 5 付 加 罰               | 二九二 |